

越谷市最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市が発注する建設工事の請負並びに設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）について、極端な低入札価格による受注を防ぎ、契約の内容に適合した履行の確保を図るため、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号）第12条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格は、建設工事の請負及び業務委託の競争入札に適用する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価方式により実施する競争入札を除く。

(建設工事の請負における最低制限価格)

第3条 建設工事の請負における最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を超える場合にあっては10分の9.2を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。

3 第1項ただし書の規定により最低制限価格を算出する場合の予定価格は、当該予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。

(業務委託における最低制限価格)

第4条 業務委託における最低制限価格は、当該入札における全ての有効な入札価格を平均した数値に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、市長が必要と認める入札については、当該入札における全ての有効な入札価格を平均した数値に市長が定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項において決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しないこととする。

3 第1項の規定による有効な入札価格とは、予定価格に110分の100を乗じて得た額以下の入札価格をいう。

(適用方法)

第5条 最低制限価格を設定した指名競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を設定した一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年9月28日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 越谷市平均額型最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名通知、入札実施公告を行う入札について適用し、同日前に指名通知、入札実施公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年2月20日決裁)

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日決裁)

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月3日決裁)

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日決裁)

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日決裁)

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の改正の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年5月1日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の改正の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。